

灘 警 察 署

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

最重点路線

路線 (区 間)	重点時間帯
市道長田楠日尾線(山手幹線)(管内全線)	9時～22時

重点路線

路線 (区 間)	重点時間帯
国道2号(管内全線)	9時～22時
市道神若線(永手町交差点～城内通5丁目交差点)	9時～20時
市道山麓線・県道灘三田線(記田町3丁目交差点～高羽交差点～青谷町2丁目交差点)	9時～20時
市道国魂線(水道筋3丁目交差点～味泥交差点)	9時～20時
その他市道(登山口交差点～大石東町6丁目1番1号先交差点)	9時～20時
その他市道(灘南通1丁目交差点～岩屋北町2丁目5番先交差点)	9時～20時
その他市道(神前町2丁目交差点～大石東町3丁目1番先交差点)	9時～20時

重点地域

最重点地域

地 域	重点時間帯
JR六甲道駅周辺	10時～22時

重点地域

地 域	重点時間帯
阪急六甲駅周辺	9時～20時
JR灘駅・阪神岩屋駅周辺	9時～20時
阪神新在家駅周辺	9時～20時
阪神大石駅周辺	9時～20時
灘警察署周辺	9時～22時
王子公園周辺	9時～22時
HAT神戸周辺	9時～20時

自動二輪・原付重点地域

地 域	重点時間帯
JR六甲道駅周辺	10時～22時

